

福島さわやか行政キャンペーン

総務省では、三春町を担当する行政相談委員として、平成31年4月1日付けで次の方を委嘱しました。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱するもので、役所(国・県・市町村)の仕事をはじめ、

特殊法人の仕事についての皆さんの苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと役所などとの間に立って、その解決のための相談に応じています。

▼三春町の行政相談員(敬称略)



遠藤弘子(新任)
齋藤
☎ 024-944-7024



安齋和夫(再任)
岩江
☎ 024-924-3788

5月1日(水)から31日(金)は「福島さわやか行政キャンペーン」です。

行政相談は、定例相談を、毎月1回開催しています。また、行政相談委員は、年間を通して相談に応じています。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 5月7日(火)
午前10時～正午

▼会場 役場 4階委員会室

▼問 住民課 住民グループ

☎ 62-8126
FAX 62-5155

町営合併処理浄化槽事業

一般住宅を対象に町が主体となつて浄化槽の設置や維持管理を行う事業です。

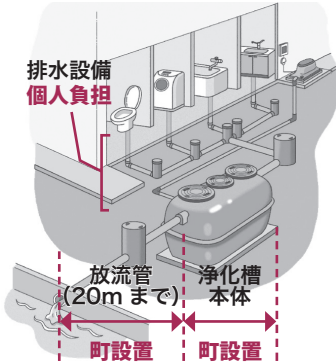
下水道・農業集落排水の未整備地域が対象です。

◎浄化槽の設置について

25万円のご負担で、浄化槽本体および放流管を町で設置します。

ただし、トイレ、風呂、台所などの設備費や浄化槽までの配管(排水設備)は、別途個人負担となります。

▼工事費の負担区分



◎維持管理について

浄化槽設置後も町が責任を持って管理します。

使用者には、浄化槽の大きさにより月額使用料を負担していただきます。

▼月額使用料

料金表(税込)	
人槽区分	月額使用料
5人槽	2,916円
6人槽	3,888円
7人槽	4,860円
8人槽	4,968円
10人槽	5,184円

◎維持管理の主な内容(月額使用料に含まれています)

●**保守点検** 機械の点検、調整(3か月に1回)

●**清掃** 汚泥の清掃(年1回以上)

●**法定検査** 機能の診断、水量・水質の測定(年1回)

●**その他** ブロア等の修繕

▼問 企業局 下水道グループ

☎ 62-2500

FAX 62-2666



食品等の放射性物質(セシウム)検査結果

◎三春の里ベクレルセンターは、公的認証機関ではないため簡易検査として実施しています。測定結果は、あくまでも参考であり、これを出荷および摂取制限等の根拠とするものではありません。

◎測定結果は町で記録・公表するほか、放射線対策のため国県に提供します。

◎これらの検体は、個人が自家用に使用するためのものであり産地も必ずしも三春町であるとは限りません。農家が生産し出荷している農産物は、県のモニタリング調査で管理されており、基準値を超えるものが流通・販売されることはありません。

▼平成31年1月4日から3月30日までの測定結果

区分	例示	検体数(件)			最大値(ベクレル/kg)
		総検体数	100ベクレル以下のもの	100ベクレルを超えたもの	
野菜	大根、白菜、里芋、小松菜、カボチャ、キャベツ、ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウ など	53	53	0	※
豆類	枝豆、ささぎ豆、黒豆、大豆、小豆 など	39	39	0	※
山菜	フキノトウ など	14	14	0	26(フキノトウ)
きのこ	サクラシメジ、ヒラタケ、シイタケ、ホウキタケ、コウタケ、マツタケ、シロシメジ、チャシメジ、ナメコ など	0	0	0	※
穀類	玄米、白米、小麦粉 など	0	0	0	※
果実	キウイフルーツ など	1	1	0	※
加工食品	干柿、梅干 など	19	19	0	※
その他	猪肉、木材チップ など	11	9	2	130(猪肉)
合計		137	135	2	

一般食品の基準値：100ベクレル/kg(平成24年4月1日から)

◎食品中の放射性物質の傾向

▽山菜やきのこを除いて、ほとんどのものが20ベクレル/kg(検出限界値)未満です。

▽きのこ類では、野生きのこが基準値を超えていることが多いです。

▽一般食品の基準値は100ベクレル/kgです。基準値を超えるものは摂取を控えた方が良いでしょう。

※検出限界値20ベクレル/kg未満

▼問 住民課

生活環境グループ

☎ 62-2147

FAX 62-5155